

(別紙)

利用料金表

地域密着型介護老人福祉施設 長寿の郷

介護区分	基本料金 (10割分)	加算(10割分)						介護報酬 合計額	保険給付 (9割分)	利用者負担 (1割分)	食費	居住費	自己負担 (1日合計額)
		看護体制加算 Ⅰ	看護体制加算 Ⅱ	個別機能 訓練加算	日常生活継続支 援加算Ⅱ	夜勤職員配置 加算	精神科医療養 指導加算						
要介護1	6,610 円	120 円	230 円	120 円	460 円	460 円	50 円	8,050 円	7,245 円	805 円	1,600 円	2,500 円	4,905 円
要介護2	7,300 円	120 円	230 円	120 円	460 円	460 円	50 円	8,740 円	7,866 円	874 円	1,600 円	2,500 円	4,974 円
要介護3	8,030 円	120 円	230 円	120 円	460 円	460 円	50 円	9,470 円	8,523 円	947 円	1,600 円	2,500 円	5,047 円
要介護4	8,740 円	120 円	230 円	120 円	460 円	460 円	50 円	10,180 円	9,162 円	1018 円	1,600 円	2,500 円	5,118 円
要介護5	9,420 円	120 円	230 円	120 円	460 円	460 円	50 円	10,860 円	9,774 円	1086 円	1,600 円	2,500 円	5,186 円

☆介護職員処遇改善加算Ⅰ

1か月あたりの総単位数(基本料金+加算の合計)の8.3%が処遇改善加算の費用となります

☆介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

1か月あたりの総単位数(基本料金+加算の合計)の2.7%が特定処遇改善加算の費用となります

☆介護職員等ベースアップ等支援加算

1か月あたりの総単位数(基本料金+加算の合計)の1.6%が介護職員等ベースアップ等支援加算の費用となります

☆その他費用(実費)

①希望によるおやつ代・・・70円(1日あたり) ②行事食に係る費用・・・500円

③日用品費・・・150円 内訳(入浴用バスタオル・タオル、洗顔用タオル、シャンプー、ボディソープ、おしぼり、ティッシュペーパー、カミソリ
口腔ケア・スキンケア用品(歯ブラシ、歯磨き粉、ガーゼ、デンタルリンス、ハミングッド、ベビーオイル 等)

④送迎費用・・・1kmあたり50円(本人、家族希望による入退所時の送迎、外出時の送迎)

⑤個別電気料金・・・1日50円(個別に使用する場合(テレビ、CDラジカセ、冷蔵庫、電気毛布等))

⑥理美容サービス費・・・2,200円 ⑦喫茶代・・・50円 ⑧希望による教養娯楽費・・・実費相当額 ⑨健康管理費(予防接種など)・・・実費

☆個別対象の別途加算・・・個別に対象となる方のみの加算となります

- ①安全対策体制加算・・・入居時に20円（施設内に安全対策部門を設置し、外部研修を受けた担当者を配置し、組織的に安全対策の体制が整備されている場合）
- ②外泊時加算・・・1日246円（入院、外泊した翌日から6日間発生します。但し通常の基本サービス費、その他加算は発生しません）
- ③初期加算・・・30円（入居後30日間が対象です。また30日をこえる病院入院後に再度入居される場合も同様となります）
- ④若年性認知症受入加算・・・1日120円（若年性認知症を受入れた場合）
- ⑤療養食加算・・・1食につき6円（糖尿食や腎臓食など、医師の指示せんに基づく療養食を提供する場合で1日3回を限度とする）
- ⑥経口移行加算・・・1日28円（現在経管により食事を摂取されている方で、経口による食事の摂取を進める栄養管理を行う場合で180日間を限度とします）
- ⑦経口維持加算Ⅰ・・・1月400円（著しい摂食障害がある方について、継続して経口による食事の摂取をすすめる栄養管理を行う場合）
- ⑧経口維持加算Ⅱ・・・1月100円（協力歯科医院を定め、維持加算Ⅰにおいて行う会議等に医師などが加わった場合）
- ⑨看取り介護加算（Ⅰ）・・・死亡日前31日～45日・・・1日72円　　死亡日前30日～4日・・・1日144円　　死亡日前々日、前日・・・1日680円
死亡日・・・1日1280円
- ⑩科学的介護推進体制加算・・・1月40円（入居者ごとの心身状況等の情報を厚生労働省に提出し、サービス提供時に必要な情報を活用した場合）